店頭通貨バイナリーオプション取引約款【みんなのオプション】(新旧対照表)

（下線部分変更）

改訂後	現行
店頭通貨バイナリーオプション取引約款 【みんなのオプション】 （目的）（省略） 第1条～第2条 （省略） 第3条（口座開設の適格要件） 　オプション口座を開設することができるお客様は、次の各号の基準を満たしていることを必要とします。 (1)ご自身の判断と責任により本約款取引を行うことができること。 (2)オプション口座の開設前に、FX口座、シストレ口座及び入出金口座を開設すること。 (3)お客様が個人の場合には、日本国内に居住する満20歳以上80歳未満であり、日本法上の行為能力を有する者であること。 (4)お客様が法人の場合には、日本国内において本店又は支店が適法に登記されていること。 (5)ご自身専用の電子メールアドレスをお持ちであること。 (6)当社と電話又は電子メールで常時連絡が取れること。 (7)本約款取引に係るリスク並びに商品の性格及び内容を十分理解していること。 (8)生活保護法被保護者に該当しないこと。 (9)～(19)（省略） （以下省略） 令和6年3月23日　改訂 以上	店頭通貨バイナリーオプション取引約款 【みんなのオプション】 （目的）（省略） 第1条～第2条 （省略） 第3条（口座開設の適格要件） 　オプション口座を開設することができるお客様は、次の各号の基準を満たしていることを必要とします。 (1)ご自身の判断と責任により本約款取引を行うことができること。 (2)オプション口座の開設前に、FX口座、シストレ口座及び入出金口座を開設すること。 (3)お客様が個人の場合には、日本国内に居住する満20歳以上80歳未満であり、日本法上の行為能力を有する者であること。 (4)お客様が法人の場合には、日本国内において本店又は支店が適法に登記されていること。 (5)ご自身専用の電子メールアドレスをお持ちであること。 (6)当社と電話及び電子メールで常時連絡が取れること。 (7)本約款取引に係るリスク並びに商品の性格及び内容を十分理解していること。 (8)成年被後見人、被保佐人及び被補助人、精神障害者及び生活保護法被保護者に該当しないこと。 (9)～(19)（省略） （以下省略） 以上